

第5回町田市文化財保護審議会会議録

1. 開催日時：2024年8月20日（火） 午後14時00分～15時15分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎9階 9-1会議室

3. 出席者

委員 阿諏訪、石居、大野、須田、浜田、八木橋

事務局 白川生涯学習部長、西久保生涯学習総務課長、坂本係長、松崎主任、
後藤主任、金子主任、佐久間主事、大塚主事

4. 報告事項

①「町田市生涯学習推進計画2019-2023」にかかる2023年度の事業実績について

②2024年度出張歴史授業について

③自由民権資料館ミニ企画展「計る・測る・量るー“はかる”道具のいま、むかしー」の実施について

④広報まちだ8月15日号への「縄文特集」掲載について

⑤町田市考古資料室 夏休み特別開室「教えて、学芸員さん！」実施について

⑥まちだ縄文キャラクター「まっくう」のミュージアムキャラクターアワード参加について

5. 議題

①文化財の指定又は登録について

6. その他

①次回の審議会について（11月開催予定）

会 長 これから第32期町田市文化財保護審議会の第5回会議を開催したいと思います。
す。では、まず事務局から報告をよろしくお願いいたします。

事務局 初めに、前回の審議会にて鶴巻委員が退任されまして御挨拶いただいたところ
でございますが、後任といたしまして、一橋大学大学院社会学研究科教授で日本近
現代史を御専門とされていらっしゃいます石居人也先生に委嘱をお引き受けいた
きまして、本日から御出席いただいております。

委嘱につきましては6月の教育委員会定例会で御承認いただきまして、8月1日
から2025年3月31日までの任期で委嘱をさせていただいております。このたびは御
多忙のところ、委員をお引き受けいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

では、石居先生から自己紹介を簡単をお願いしてもよろしいでしょうか。

委 員 （石居委員の自己紹介）

会 長 石居委員、どうぞよろしくお願いいたします。

■報告事項

会 長 では、本日は報告事項と議事がございます。まず、報告事項は6件ありますが、
こちらから進めていきたいと思います。手元の資料を基に説明をいただきたいと思
いますので、事務局からまずお願いいたします。

事務局 では、説明させていただきます。

初めに、資料を確認させていただきます。配付資料ですけれども、一番上が次第
です。2枚目、資料1という形で、今回、石居先生がいらしていただきましたの
で、改めて審議会の委員の皆様の名簿をおつけしております。資料2、報告事項と
いうことで、今回の6点について概要を記載しております。資料3は、生涯学習推
進計画2019－2023、本年度の事業実績の報告シートをつけております。資料4は、
今年度の「出張歴史授業のご案内」になります。資料5は、資料5－1、5－2、
5－3という形で、こちらは後ほどの議題の資料になりますが、成瀬の天狗型道祖
神という資料と、参考で、町田市文化財保護条例と文化財指定・登録基準をおつけ
しております。そのほか、チラシ等という形で、報告事項で御報告いたします自由
民権資料館のミニ企画展「計る・測る・量る－“はかる”道具のいま、むかし－」

のチラシと、8月15日号の広報まちだの紙面をおつけしております。そして、考古資料室の夏休み特別開室のチラシと、ミュージアムキャラクターアワードのポスターを最後におつけしている状況です。皆様、お手元に資料はございますでしょうか。

では、資料2の報告事項から説明させていただきますので、お願いいたします。

まず、報告事項の(1)生涯学習推進計画の2023年度、昨年度の事業実績について報告いたします。

お手元の資料3を御覧いただけますでしょうか。こちらは、生涯学習推進計画の取組の中で、文化財の関連で生涯学習総務課が主な実施主体になっているものが10項目あります。目標の指標を設定している件数としては12項目ございます。2023年度の目標の達成状況としましては、計画以上に目標を達成したものは5件、目標を達成したというものが4件、おおむね目標を達成したものが1件、残念ながら目標に達しなかったものが1件、目標を大きく下回った、実施できなかったものが1件となっております。

それぞれの状況ですが、前回の審議会で教育プランの実績報告をさせていただきましたが、それと重複するものは割愛して説明をいたします。

まず、1ページ目の「取組2-2 歴史・文化資源等を活用した出張事業の推進」、こちらは教育プランと重複しておりますので割愛いたします。

2ページ目を御覧いただけますでしょうか。「取組2-5 生涯学習施設の利用促進」ですけれども、こちらは生涯学習施設を幅広く知っていただいて、幅広い世代の利用につながるよう情報発信ですとか、各施設、市内外の各機関と連携したPR活動を進めていくという取組です。

①で連携して行うPR活動件数、②でSNSを活用した発信数、こちらを指標としております。①について、自由民権資料館では、講座・講演会事業を市内の各施設で22件実施しております、ここに記載はしておりませんが、そのほかの生涯学習センター、文学館といったほかの生涯学習施設での連携事業は51件で、自由民権資料館のものと合わせて合計73件となりますので、目標は達成したものとしております。

②については、X、旧ツイッターの情報発信を自由民権資料館では昨年124回発信しております。こちらは生涯学習総務課の民権資料館以外の文化財関連の発信も

含めたものになっております。そのほか、図書館、文学館、生涯学習センターでの情報発信も合わせますと合計で1195回となっております、こちらも目標の800件は達成したものとなっております。

続いて、3ページ目の「取組3-2 町田の歴史情報の提供」ですが、こちらはデジタルミュージアムの事業内容となっております、教育プランの取組と重複しておりますので、御報告済みということで割愛いたします。

続いて、4ページ目の「取組3-4 文化財の維持・保護・復旧の推進」です。こちらは具体的な目標として、下三輪玉田谷戸横穴墓群の復旧整備を掲げておりましたが、昨年度、2022年度同様、23年度も財政上の事情から整備を進めることはできませんでした。しかし、日光の侵入による内部の天井ですとか壁の崩落の進行を抑制するため、入り口の扉の修繕を実施いたしました。来年度には保存管理計画の策定、遺構再確認調査と保存処理調査を実施できるように予算措置ができればということで準備を進めているところでございます。

続いて、5ページ目、こちらは「取組3-5 文化財の公開・活用の充実」ですが、けれども、文化財を積極的に公開・活用し、市民が文化財に触れる機会をより多く提供するという取組です。指標としては、文化財の公開・活用イベント件数6件を目標にしておりまして、そちらに記載のとおり7件の公開・活用イベントを実施いたしまして、庁内外と連携したイベントですとか、デジタルを活用したイベント等を今後も継続して企画してまいります。

続いて、6ページと7ページ、こちらは自由民権資料館に関する取組で、「取組3-6 展示事業の充実」、「取組3-7 講座・講演会事業の充実」となっておりまして、それぞれ活動指標である来館者の満足度ですとか講座・講演会等の実施件数は目標を達成することができました。

続いて、8ページ目の「取組4-2 協働による研究・発表の推進」、また、9ページ目の「取組5-3 文化財の保存と活用環境の整備」、こちらは両方とも教育プランと重複しておりますので割愛をさせていただきます。

最後の10ページ目を御覧ください。こちらは「取組5-4 歴史・文化資源の調査・研究・保存」ということで、史料整理と目録の作成を進めていくという項目になるのですが、史料整理につきましては市民ボランティアや大学等との協働作業などで進めてまいりまして、ほかの業務との兼ね合いで目標には届きませんでした。

が、計約3000点の史料整理を昨年度実施しております。史料目録の作成については、現在、重要史料群の整理を優先して実施しておりますので、昨年度時点では目録の作成は完了しておりませんが、目録を公表する方法を紙の刊行物からインターネット上のデジタルコンテンツで発表するという方法に変更しまして、広く活用していただけるように公表の準備を進めてまいります。

計画の最終年度が2023年度となっておりますが、24年度以降は教育プランに基づいて各取組も引き続き進めてまいります。

報告事項の(1)については以上です。

続けて(2)を説明させていただきます。

(2)は2024年度の出張歴史授業についてとなっております。資料4を御覧ください。

今年度の出張歴史授業については、別添の資料4、「出張歴史授業のご案内」のとおり、現在実施をしております。本年度から施設見学のプログラムと、あと遺跡等を見学するプログラムを追加して実施しております。

資料4の表紙をめくっていただいて、1ページ目のとおり、小学校・中学校コース、施設コース、2ページ目の遺跡等コースといった形で御提示しておりまして、現時点ではまだ新設したコースについては依頼がありませんが、3校4クラスにて出張授業を実施済みです。9月以降も既に5校、延べ17クラスから御相談、御依頼をいただいております、それぞれ調整をしているところでございます。

報告事項(2)については以上です。

続いて、(3)については民権資料館から報告いたします。

事務局 報告は、チラシがあるかと思いますので、そちらも併せて見ていただければと思います。

「計る・測る・量る」というミニ企画展です。7月20日土曜日から9月1日まで1か月と10日ぐらいの期間、開催している小規模な展示になります。自由民権資料館の入って正面の自由民権運動を紹介している常設展示室の一部分、ガラス面になっているところを両面使いまして、はかる道具をたくさん紹介しているものです。小学校3年生から5年生ぐらいで、いろんなサイズをはかったり、量をはかったりということを学ぶということと、漢字を学ぶということと、昔の道具を3年生ぐらいから学び始めるという、その3つを意識して今回企画しました。

昨日までで開催して26日間になりますが、来館者は458名、1日平均で18名程度になります。8月15日の「読売新聞」に掲載されたためか、今週は親子連れでの来館が多い印象です。

事務局 続きまして、報告事項(4)広報まちだ8月15日号縄文特集の発行についてという形で、別添1枚をおつけしております。

1、2面で縄文のまちだ、市内の遺跡を紹介するという内容で掲載いたしました。夏休み期間中の発行ということもありますので、紙面の作成に当たりましては市内在住のお子さんを募集しまして、考古資料室に実際来ていただいて撮影をしたり、紙面全体に「まっくう」を散りばめながら、全体的に子どもたちにも興味を持ってもらいやすいような構成を意識しつつ、考古資料室や見学可能な市内の遺跡、デジタルミュージアムも紹介するような内容といたしました。

続いて、報告事項(5)に移りまして、今御紹介しました広報の1面にも載せているのですが、8月21日水曜日、考古資料室で夏休み特別開室「教えて、学芸員さん！」という企画を実施いたします。こちらの内容としては、子どもたち、小中学生をターゲットに考古専門の学芸員が対応させていただいて、考古学について学べるワークシートの配布や、土器の破片ですとか石器を用意しまして、実際に触っていただくようなコーナーを設けます。こちらも夏休みの自由研究ですとかまだ手をつけていないような子の手助けとなればよいなという形で、通常、第2、第4週の土日祝日、夏休み期間中は毎週土日祝日、開室しているんですけども、今回のような在室している学芸員の解説が聞けたり、イベント要素があるものも今後随時企画していけたらと考えております。

最後に(6)、こちら最後にポスターをつけておりますが、まちだ縄文キャラクター「まっくう」のミュージアムキャラクターアワード参加についてですけども、商標登録も行っております「まっくう」の認知度向上を目指しまして、インターネットミュージアムで2010年度から毎年実施されていますミュージアムキャラクターアワードに初めてエントリーをしてみました。全国から62点のキャラクターがエントリーしてまして、先ほど私が確認した時点ですと、1位は宮城県の利府町郷土資料館の「あさガオー・みヤギー」で7881票入っております。2位が福岡市美術館の「こぼうしくん」で、こちら7844票という形で、このあたりが非常にいい戦いをしているのですが、「まっくう」については今日の昼時点で350票というこ

とで、かなり劣勢ではあるのですが、まだ9月6日まで期限がございますので、応援いただければ幸いです。

文化財の活用という観点から、このような取組も含めまして、今後、町田市の文化財の効果的なPRですとか発信の手法も研究してまいりたいと考えております。

報告事項としては以上になります。

会 長 ありがとうございます。まとめて6件報告いただきましたが、ただいまの中で質問ですとか、何か確認事項がございましたらよろしく願いいたします。

では、私からよろしいでしょうか。1番目の生涯学習推進計画の事業実績についてですが、2ページ目の生涯学習施設の利用促進について、これは特にA、B、Cという評価はつかない形のものということでよろしいのでしょうか。

事務局 こちらは、最終的には目標を達成したかどうかという指標が、実績値の指標①も指標②もつくもので、これはまだ確定のものではないので、現時点のものを資料にさせていただいたのですが、両方ともほかの生涯学習施設と合わせて達成しているという形になります。

会 長 分かりました。

それから、1つ、やはり気になるのは、4ページの「文化財の維持・保護・復旧の推進」事業に関してですが、5年間の事業年度が終わってしまってEという状況は、これは多分生涯学習総務課の責任ではなくて、予算化されなかったということが根本的な問題だと思うのですが、次の計画期で再スタートできるのかが心配です。その辺りの見込みはいかがでしょうか。

事務局 こちらもほかのものから優先的に予算づけをして整備してきたという経緯があるのですが、25年度からこちらの下三輪玉田谷戸の整備に取りかけられるように準備をしているところではあります。

会 長 この事業に関しては、引き続き挙げていくということでよろしいでしょうかね。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 分かりました。

ほかの報告事項でも結構ですが、他にいかがでしょうか。

委 員 今の話と関連しますけれども、これは2023年度までの話で、今年度がどうなっているというのは、前回の資料で出ていたから、それでいいということですか。こ

れは2023年度ですね。

事務局 そうですね。昨年度の事業実績の御報告になります。

委員 今年度の話は、続いて出てくるということはないのですか。

事務局 本年度以降は教育プランのほうになるので、生涯学習推進計画という形では23年度が計画の最終年度になっているので、一旦ここで終了にはなるという形です。

委員 ただ、こういうのを見せるときには、今年度はどう続いているかというのを併せて出していただきたいのですが。

事務局 一応、こちらの報告書に「今後の取組の方向性」ということで、具体的に何年度にという記載にはなっておりませんが、それぞれ掲載はしております。

委員 それと、このAとかBとかCとかDというのは、町田市ではA、B、C、Dまでに決めているということですか。

事務局 A、B、C、D、Eです。

委員 評価の基準を出しておいていただきたいですね。

事務局 そうですね。冒頭についているものなので、今回の抜粋した資料にはおつけしていないものになっております。大変申し訳ありませんでした。

委員 BとCの、おおむねと、非常に曖昧な区分で、川崎の民家園というところの委員会の業績ですとA、B、Cしかなくて、真ん中が標準で、それ以上に効果があったものと、目標に達していないという形で比較的明快なのですが、おおむねというところがちょっと分かりにくくて、その辺がどういう見方なのかを教えてくださいなと思います。

おおむねも、かなりやっているけれども、Cというと、何か聞こえが悪いですよ。川崎の委員会でも、ちゃんとやっているのに目標の設定が高過ぎちゃって、そこに達しているというのはかなりレベルが高いんじゃないの、だけれどもBですみたいな話もあるので、この辺は最初の初期設定と目標とがある程度分らないと、本当に頑張っているのに数値がBとか。ちょっとこの辺は表現を補足していただければなど。やったことが評価されないことになってしまうように見えてしまうので。

事務局 現状の基準の考え方ということで、「効果的な取組を行い、年度目標を達成し、最終年度の目標達成に向けて成果があった」と判断できるものが「目標を達成した」、Bという形で、Cについては、「おおむね目標を達成した」というのが、

「年度目標には達しなかったものの、効果的な取組を行い、最終年度の目標達成に向けて一定の成果があった」と思われるものをおおむね、Cという形にしているところでは。

このあたりのランクづけというのは、今後、検討させていただく必要があるかなと思います。

委員 ありがとうございます。

■議題 ①文化財の指定又は登録について

会長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項は以上で終わりたいと思います。

続きまして、3の議題になりますが、(1)の「文化財の指定又は登録について」に移りたいと思います。

まず、今日は資料がございますので事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5-1を御覧いただきながら説明をさせていただければと思います。

先日来より議題に出させていただいております町田市成瀬地区にあります天狗型道祖神について説明させていただければと思います。

今回の5-1の資料ですけれども、これまで出てきました資料を少しまとめて出させていただいたものになりますので、簡潔に説明させていただいて、今後のスケジュール等を説明させていただければと思います。

所在地としては、成瀬地区の山之根稲荷神社の境内と西山児童公園と、あとは町田市の管理地内、道路の脇にあるのですが、こちらの3か所に天狗の形をした道祖神がございます。

管理者ですが、これは前回も課題になっていたのですが、今いろいろ調べておりまして、①の山之根稲荷神社のところに関しては、土地のほうから、今いろんなものを見てはいるんですけれども、管理者の方にたどり着けない状況になっております。②の西山児童公園にあるものに関しては、西山児童公園は町田市の管轄になっておりますので、管理者としては町田市になります。③ですが、先日、お近くの方にいろいろお話を聞かせていただきまして、梅稲荷大明神というものが、この③の近くにあるのですが、そこの寄り合いというか、氏子の人たちが、一応管理しているよというぐらいの感じのようでして、管理はされているということなので、今こ

ちらの方たちにいろいろお話を聞いているところになっております。

製作年代は1700年代のものが2基、1基は元号がないのですが、大体近世の似たような時期のものだろうと考えております。

沿革ですけれども、これも以前もお話をさせていただきましたが、1700年代にそれぞれの氏子であったり、村で造られているものになります。

場所に関しては、区画整理とか道路整備などによって少しずつ動いているものになっています。明確にここからここに動いたというものが、まだ文章などで発見はできていないので、ここも弱いところではありますが、様々なこれまでの研究者の方々の文章などを見て、このような形で沿革されているというふうになっております。

大きさも容量も同等な大きさですけれども、②の西山児童公園のものに関しては台座もすごくしっかりしておりまして、かなり大きめのものになっております。

形状ですけれども、資料5-1の3ページ目に写真を出させていただいておりますが、お顔がかなり劣化している、欠損している状態にはなっております。コケむしたりもしていて、文字等が読めるところと読めないところもある状態になっております。

先日、拓本を取ろうと思ったのですが、私の技術的にも拙かったというのもありまして、うまく文字は取れはしなかったんですけれども、目視で読めるものもございましたので、その文字に関しては、それぞれ形状のところに書いております。

台座のところなどに、それぞれ寄進された方のお名前等がありまして、土地の名士というか、名主クラスの人のお名前がありますので、そこからうまく所有者や管理者に当たれないかなと、今いろいろと検討しております。

こちらですけれども、私の調べが甘いところもありましたが、天狗の形をした道祖神に関しては今まで全国的に珍しいというふうに紹介はされてきましたので、町田市としても、これはしっかりと文化財として保護していけないかなというふうには考えております。希少性もすごく高いものになっておりますので、今のところ、全国的にここ以外はないと考えておりまして、もしかしたら出てきてしまうかもしれませんが、近隣の、本当に東京というか、関東地方に関しては、会長にもいろいろ教えていただきながら、ないというふうに聞いております。

ただ、やはり管理者とか所有者がなかなか見つけれないというのがネックにな

っておりますが、今回に関しては登録文化財とさせていただいて、できるだけ所有者、管理者が分かれば、さらに指定文化財に進められればと考えております。

参考までに資料５－２、５－３で町田市文化財保護条例と町田市文化財指定・登録基準を載せさせていただいております。指定・登録基準のところに関しては、どちらでもいいと思いますが、町田市指定有形民俗文化財の中の信仰に用いられるものとして登録できればと考えております。

毎回同じような説明で大変恐縮ですけれども、もう少しこの部分があれば指定なり登録なりに進められると思うようなものがありましたら、先生方に御教示いただければと存じます。

会 長 説明は以上でよろしいですか。ありがとうございました。

実は私も事務局の方と一緒に、先々週、現地の確認に行っていました。少し補足をしておきますと、①のものについては、多分、個人所有だと思うのですが、稲荷社の脇に置かれたものです。残念ながら、その稲荷社は、どうも今は信仰されていないようで、かなり荒れた状態でした。そのために所有者の確認が難しくなっているのかと思っておりますが、ただ、台座部分に、この資料にも書いてありますが、武藤家と落合家が建てたということが分かっておりまして、近所に武藤さんと落合さんは今でもお住まいのお宅があるので、そこを確認していくのが早いのかなと思っております。

それから２件目のものですが、これは３件の中で最も大きな石造物で、ここにあるように高さが１メートルを超えております。私もこれまで確認している限りでは、単体道祖神で１メートル超えというのはそうそうないかなと思っております。特に相模川以东では、これほど大きなものは、私の調査上では見たことがないので、そういう意味では大変貴重なものかなと思っておりますし、この②だけを取れば、これはすぐ指定してもいいのかなというふうに考えられる石造物になっております。

それから、全国的に最も知られているのは③で、これはしっかりと「道祖神」と書かれております。ほかの２件については「道祖神」という言葉は刻まれていないのですが、同じつくりであることを考えて、また、どんど焼き等も行われているということから、残りの２体も明らかに道祖神と考えられますし、また、建立年代も１月となっていますので、道祖神行事と関連して造られたということから考えても

道祖神として見て間違いのないのかなと思っています。

本来ならば、個人的には、これは指定物件にしてもいいのかなと思うのですが、やはりまだ管理者が十分確認できていないということで、取りあえずは登録文化財として保護を図るのがいいかと思っていますし、また、急ぐ必要があると思っています。市内の石造物調査は、たしか七、八年前に1回やっているのですが、そのときの写真と比べると、特に①は野ざらしになっていて明らかにコケが増えてしまっています。このまま野外に放置すると、もっと状態が悪くなるのかなという心配をしているところです。そういうことを考えても、やはり何らかの形で指定は急いだほうがいいのかなと思っています。

それから、あと材質についてですが、「安山岩か」というふうに書いてもらっていますが、見た限りでは、多分、この辺でよく使われる七沢石などとは全く違って、もっと硬い安山岩系の石で、恐らく箱根外輪山の小松石の中の赤目石というタイプのものかなと思われます。3体とも多分同じ材質で、同じところから石を入れて加工しているものと推定されます。

そのようなことが前回の確認で分かったところなのですが、特に相模川以東に単体道祖神が少ないということ、それから、特に境川を越えて武蔵国に入ってくると道祖神自体がほとんどないというところを考えると、この旧武蔵国に存在する道祖神としては、指定もしくは登録に値する物件と考えているところです。

それが、確認しての補足になります。ほかの委員の皆さんから御意見をいただけたらと思っています。

まずF委員から、もし何かコメントがあればお願いいたします。

委員 先生には現地まで行っていただいて、大変御苦労さまでございました。私は、まだ実物は拝見していないのですが、今、先生からお話のあった①については剥落がかなり進んでいるということがここにも書かれておりますので、仮に指定なり登録なりした場合に、例えば、特に下半身の部分とか、明らかに剥落かなと思われる状況だと思いますので、このあたりを保存のことから考えると、覆屋を造るとか、あるいは、そのあたりをプラスアルファで何か考えていかないといけないのかなと。

ほかの②、③の現状が、そのあたりは、やっぱり雨ざらし状態なのも含めて、その手当てをする必要があるかどうかもおいておいたほうがいいかなという気が

いたしました。

あと、③について、これは明らかに舟型光背に見受けられますが。

会 長 そうですね。①と②は、現在、野ざらし状態で、③については地元の有志の方が簡単な屋根をつけてくださっています。

委 員 あと②は、台座のようにも見えるのですが、これは一体ですか。

会 長 これは一体です。台座という形ではないので、かなり立派な石造物です。

委 員 形態的にも面白いですね。

確認ですが、町田市の現状で登録になっている文化財は何件ですか。

事務局 現状で3件です。

委 員 少ないですね。

会 長 登録、指定を含めて、石造物は、ジェンナー碑が入っていましたっけ。それ1件ですかね。

事務局 それが登録文化財に入っています。

会 長 これは指定、もしくは登録する場合、多分、今年度内に結論を出すということなのかと思いますが、あと何回この会議があるかということにも関わりますが、今日ある程度、方向性は出しておいたほうがよろしいのでしょうか。

事務局 できれば、そうですね。例えば、登録ですとか指定ですとか、いずれにしても諮問、答申という手順を踏みますので、教育委員会に協議する必要が出てまいります。その時間をいただきたいと思います。

会 長 なかなかコメントをしにくいかもしれませんが、ほかの委員の方々から御意見等があれば、ぜひお願いしたいと思います。

委 員 ②の写真を見ると、何か後ろに建物みたいなものが写っているのと、その隣にも石造物、墓石みたいなものが見えていて、場所を見ると西山児童公園内と書いてありますよね。例えば、児童公園の中の何か休憩施設なり、トイレみたいなもののそばに幾つか石造物が置かれていて、それが公園の中に置いてあるという状況なのでしょうか。

事務局 この公園の後ろに見えております建物が町内会の集会所になっておりまして、その隣に様々な地神塔とか、ほかの道祖神が、別のところにあったものをここに集めたという感じのものが何件か一緒に並んでおります。

委 員 そうということであると、これを登録なり、指定なりして、①ももちろんですけ

れども、ちょっとした覆屋をつけるべきだというF委員のお話はもつともだと思うんですが、例えば町内会に許可をもらって、この石造物全体に屋根をかけてしまうということができるのかどうかということですよね。市としてやるためには、登録とか指定なので保護措置を取るということしかできないのか、例えば、町内会にそういう促進費みたいなものを提供して、町内会で設置しましたみたいな形で保護措置だけ取ってもらうとか、そういうことができるのかというのが、②については思います。

① については、稲荷神社自体がどうだか分からない状況になると、市で設置すると。いずれにしても、その地区の方に了解を得て設置をするという形になりますよね。それが指定なり登録でないとできないのか、地域に何か支援するという形でできるのかが課題ですよ。その辺、具体的にはどうでしょうか。やはり何も無いところには出せないのでしょうか。

事務局 ①については、今、確認している途中ではあるのですが、不動産の登記を取ったところ、大正10何年から更新されていない状況の、約9名様共有で持たれている土地という状態になっておりました。お名前を見ますと、やはり付近にお住まいの地主さんというのでしょうか、もともと住まわれている方で、今も御住所の表示上は同じ名字になっているところがあるので、庁内で資産税の情報を取り寄せまして、たどれるところまでたどって、ゆかりがあると思われる方にお声がけしに行くという流れになるかと思うのですが、やはりまだ民有の土地なので、そこに市として何らか根拠がなく覆屋をつけさせてもらう、そういったところは、なかなか法令上、難しいのかなというところがあります。

委員 ①の山之根稲荷神社の境内、ここの山之根稲荷神社そのものは、どのような小祠なのか、あるいはどのような拝殿があるようなところなのか、ちょっと分かりませんが、仮にここで何らかの祭祀が行われて、お近くの神社さんで兼帯されているというケースもあるとは思っているので、土地そのものも大事ですけれども、この神社祭祀が全くもう行われていない、潰れちゃっているものなのか、現在も執行されているのかによって、本当に覆屋、ほかも含めてですけれども、何か糸口になる部分があるかもしれないという気がいたしました。

会長 見た限りの状態では、放置されていますね。全く手入れされず草だらけでした。

事務局 稲荷神社とは書いてありますが、本当に小屋があるぐらいで、中に誰もいらっ
しゃらないという形です。

会 長 よく農家にある稲荷みたいな感じですね。

委 員 屋敷神的な。

会 長 その程度のものです。

委 員 そうなってくると大変ですね。

事務局 この辺りの氏神というか、近くに大きな杉山神社さんというところがあります
ので、そちらとも関係があるか、あとはお寺さんにも確認をして、何か手がかりが
あればなと考えておりますので、調査を進めたいと思います。

委 員 もし、武藤さんなり、落合さんなり、そこら辺の屋敷神的な形で存在している
のであれば、場合によっては、本当にこれはすごくやってはいけないでしょうけれ
ども、西山児童公園内に持って行って一緒にという手もないわけではないなと思い
ます。そこに置いておく意味があるかどうかで、もともとここにあったということが
分かればいいのでして、それを守る手段としては1つありかなと。町田市が管理
している公園の中でまとめてと。

ただ、行政が積極的に信仰物を扱うのは結構な微妙なところもあるので、あくま
でも無主物的な、信仰対象には既になっていないというところにくくっちゃう手は
ありかなと思うんですけれどもね。荒川区さんなんかも庚申塔の登録、指定で区内
の公園に持って行って、それでやっているという事例がありますね。

委 員 川崎の民家園でも、道標、石橋、道祖神は移して、一応拝んで魂を抜いて、そ
れでできているものもあるので、本当に分からないのであれば、そういう手もある
のでしょうか。

委 員 いざとなればなんですけれどもね。

会 長 現在置かれている場所も移動したということは分かっていますので、再移動し
てもそんなに大きな影響はないのかなと思いますけれども。

この山之根稲荷は共有地で、大正以降、相続されていないということなんでは
うか。

事務局 登記上は、相続されていないです。

会 長 それは、調べるのはちょっと大変ですね。

事務局 ただ、資産税の部門に確認したところ、何十年か前に、一旦、神社の境内があ

るということで土地の税を非課税にするというような申請はあったようですけれども、それも何十年か前なので、その当時の方々がまだ御存命かどうかとか、そういったところも定かではないということです。そのあたりは、今後調査という形です。

会 長 保護の手段はこれからいろいろ考えなければいけないと思うのですが、まずは登録、もしくは指定した上でその手続に入るのかなと思いますので、ここの意見としては、登録、もしくは指定物件として考えていくということでよろしいでしょうか。基本的には、そういった合意をしておきたいと思います。

あとは、具体的な取扱い方法ですね。それが課題かと思いますが、今日、資料で配っていただいた条例を見ると、条例の資料の5-2の3ページの第4条を見ると、「所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。」という条文があり、はっきりしなくても指定はできるということのようですので、あらかじめ何らかの対策をしてもいいのかなと考えるところです。

実際、これまでにこういう判明しない事例というのはあるのでしょうか。

事務局 事例はございません。やはりそこがネックだと思っております、所有者の承諾を得ないで登録、または指定が難しいのではないかなと。ですので、①については、もしかすると厳しいかもしれないと考えているところです。先ほどおっしゃっていただいたように、移すという方法や、何か次の手立ても併せて考えていくべきかどうか。

委 員 これは、手続の書類にどういう形になっているかですよね。申請行為なのか、推薦みたいなものも認めているのか。地区の推薦があれば登録ができる、川崎は、たしかそうですよね。ですから、指定の場合は、多分、基本的には申請者がいて、補助金をもらうのにも申請者がやるので、基本的に申請行為ですけれども、そうじゃない第三者からの推薦人まではできるという形でやっているところも。

事務局 その先の管理をしていただく必要が出てくるので、その管理をする方がいらっしやらない状態になってしまうということですよ。

委 員 確かにそうですね。推薦の場合でも大体所有者がいて、管理者がいる中でやっていることが多いので。

事務局 管理者がいらっしやらないという。

委 員 ただ、登録まではできますよね。管理者がいないので、管理についての手立て

が今取れない状態なのでどうしようと地域に投げかけて、地区で守ってもらうとか。もし見つかったら、また相談するというようなことで、そういう移転の保護措置を取りましたみたいなことができればですけども、地域には話をしましたということができれば、それで覆屋のことも考えたらいいいのではないかと思いますけれども。

よく開発をするときに1軒だけ残っていると、しばらく何年か公示が出て、強制撤去みたいなものがありますよね。そのやり方はちょっと乱暴かもしれないですけども、これを保護するために名乗り出てくださいみたいな形で、その後は、どこどこに移しましたと出しておけばいいのではないのでしょうか。

事務局 可能なかどうか。

委員 壊しちゃうとか、捨てちゃうとかではないので。

事務局 移転であればということですよね。

委員 そういうことも考えないと、こういうものは次々とぼろぼろになってしまっていて、惜しいですよ。

会長 取りあえず端的には、①の道祖神については、武藤家と落合家で造ったということは分かりますので、近所にお住まいの古い武藤さんと落合さんにまず確認を取るといったところがいいのかなと思います。

委員 ②も木目田さんと中里さんですね。

会長 そうですね。名字は分かっていますね。

委員 2ページのところに、「現在も正月のどんど焼きの際にお祀りされており」という、これは3基ともということですか。

事務局 されているのは、③のものです。③も幾つか地神塔とか道祖神とかが置かれている場所なのですが、そこにちょうど宝篋印塔の丸い部分とかもありまして、一緒に焼かれているところになっております。ですので、①、②はないですね。

委員 手がかりにはならないということですね。ありがとうございます。

会長 ③は、恐らく道路拡幅か何かのときにまとめて場所をつくっている形ですね。下がコンクリートで固められた場所で、周りはブロックで囲ってあるところ。

③については地元の方が解説板までつけてくださっているの、これはしっかり保護されているのかと思います。

委員 成瀬という地域には、ここの山之根村と東光寺村のほかに幾つぐらい近世の集

落とかはあるのですか。成瀬村というもののの中に幾つか集落というか、部落があるのですよね。

事務局 江戸時代には、成瀬村ですね。ですので、文献的にはそれより細かい村というのが呼ばれていたというのは、逆にこのような事例で確認できる程度だと思います。ですので、いわゆる我々が考える村と違う次元で使っている可能性が、集落とか部落、字というように……。

会 長 小字とか小名を村と呼んでいる可能性があるかと。

事務局 呼んでいる可能性もあるかという程度で、私はちょっと疑問符が付いた状態です。

委 員 そうすると、江戸時代の村で、さらにその中に幾つか分かれていて、しかもこういうところにはほぼ同名というか、同族の講中があるということですよね。そうすると、稲荷講とか、そういう同族でやっているところがあって、それが天狗の道祖神を建てたということなんですよ。成瀬村の近世資料の中には、天狗とか修験とか火防というような話は出てきていないのでしょうか。

事務局 天狗に関しては出てこないですが、修験は、あの近くにあったというふうには、文献は出ております。本山派の修験があったということで、「武蔵風土記稿」にも成瀬に五大院というものがあったというふうに言われていて、そこで、ちょっとまだ確認はできておりませんが、①の武藤家、この武藤家かちょっと分からないんですけども、修験関係で塔を造って信仰していたというのが書かれている文書があるらしいんですけども、まだそれが原本まで行き着けていないのですが、一応修験関係の信仰はあった地域らしいです。

委 員 ありがとうございます。③の東光寺というのは、今あるのでしょうか。

事務局 ないです。名前だけはよく出てくるのですが、この東光寺というお寺さんは、まだ確認ができてなくて。

委 員 成瀬の中に、かつて何らかの寺があったという由緒みたいなもので地名になっているということですね。

事務局 だと思っております。すみません、そこまで根拠がなくて何ともなのですが。

委 員 ありがとうございます。

事務局 成瀬のほうは、今のところ、まとまった古文書群を持っている家がなくて少しずつ持っているという感じなので、あまり具体的に調査がなかなかできない状態に

あります。

委員 開発が早かった……。

事務局 そうですね、町田の中でも住宅開発がかなり早いほうですね。

会長 移転が昭和40年代と書いてあるので、その頃はまだ文化財調査はしっかりされていない時期だと思うので、廃棄されたりしている可能性が高いのですかね。

今後の検討課題も残っているとは思いますが、ただ、やはりこの3件の道祖神に関しての希少性とか歴史性を考えると、何らかの手段は打っておいたほうがいいのかなと思いますので、取りあえず、この会議の場では少なくとも登録文化財にするということは合意が取れたのかと思いますので、今後の手段の取り方をはっきりさせるために、特に①については、元のでも結構ですが、管理者がどういう方だったのか、ちょっと御面倒ですが、旧家を訪ねていただいて確認してもらうのがいいのかなと思っております。

そういったことを踏まえて、具体的に今後、保護対策を取るということがいいのかと考えます。

ほかに、この道祖神につきまして、全体を通して何か御意見等はございますでしょうか。

委員 先ほど会長から石材の御発言があったと思うのですが、これは全部安山岩ということで、先ほどのお話のように、細かな産地までは……。

会長 まだしっかり調査していないので分からないという状況です。

委員 一般的には安山岩が。

会長 そうですね。この辺は安山岩が多いですね。

委員 小松石。

会長 そうですね、小松石、根府川石というのがよく使われています。

委員 分かりました。

会長 B委員から何かもしあればと思いますが。

委員 前回、議論になったと思うのですが、今回、これが登録になっていくときのポイントとしては、まず、天狗であるということの希少性が1つ大前提としてあって、その上で、先ほどの個別を見ていくと、2番の大きさの話であるとか、全体を通じて武蔵には道祖神が少ないんだということを重ねていって、まとめた登録の理由になると理解すればいいのでしょうか。

会 長 そういうことです。

では、そのほか、特に意見はないでしょうか。何度繰り返してもなかなか難しいところですが、ある程度、方向性を今日確認できたのかなと思います。

議題の1番につきましては、以上で取りあえず終えておきたいと思います。

■その他

会 長 続きまして、最後4番目、その他になりますが、事務局からお願いいたします。

事務局 次回の審議会についてです。こちらは11月中の開催を予定しております。また皆様にメールで日程についての調整を入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長 今年度の会議は、あと2回ぐらいになるのでしょうか。

事務局 そうですね。

会 長 ということは、次の……。

事務局 諮問などの提示ができないとちょっと厳しいので、ただ、所有者関係がどのぐらい進められるかというところにもなりますので、そのあたりを進めてみて、日程などにつきましてはまた御相談させていただきたいと思います。

会 長 もし所有関係が確認できればこしたことはないのですが、条例を見る限りでは、それがなくても可能と、ただし書きを使ってできそうですけれども、取りあえず諮問文案をつくっていただいて、次の会議だと間に合わないと思いますので、メールで各委員に確認してもらって次の会議に提示するというでもいいのかなと思います。その辺りの事務手続をこれから進めていただけるといいかなと思っております。

事務局 承知いたしました。

委 員 すみません、これは3つでの価値というのもやっぱりあるわけですか。所有が分かったものから順次早く手を打っていくということもあるのかもしれないですよ。3つなきゃ駄目ということじゃなくて、天狗の今3体ある中で、確実に保護措置が取れるものを順次やっていくということもあり得ると思うのですが。

会 長 1件ずつでもいいと思いますが、せっかくまとまっているので、できれば3体同時が最も理想的と思われますので、どうしても確認が取れなければ、確認が取れたものを行うということでもよろしいかなと思います。

では、これからちょっと事務局は大変だと思いますが、そのような方向性で進めていただけたら幸いかと思います。

最後になります。その他、全体を通しまして皆さんから何かございますでしょうか。

そのほかに特にないようですので、本日の審議会はこれで閉会といたします。皆さん、どうもお疲れさまでした。

《配付資料》

- 1 第32期町田市文化財保護審議会委員名簿（2024年8月時点）
- 2 報告事項
- 3 「町田市生涯学習推進計画2019-2023」2023年度事業実績報告シート抜粋
- 4 出張歴史授業のご案内
- 5－1 成瀬の天狗型道祖神
- 5－2 （参考）町田市文化財保護条例
- 5－3 （参考）町田市文化財指定・登録基準

○チラシ等

- ・自由民権資料館ミニ企画展「計る・測る・量る－“はかる”道具のいま、むかし－」チラシ
- ・広報まちだ8月15日号（1、2面）
- ・町田市考古資料室 夏休み特別開室「教えて、学芸員さん！」チラシ
- ・ミュージアムキャラクターアワードでまちだ縄文キャラクターまっくうに投票しよう（ポスター）